

第 2 号
令和5年12月7日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 廿日市市公共交通協議会
住所 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号
代表者氏名 加藤 正行

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

令和4年9月30日付け中国交第41号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
令和5年9月1日
- 変更箇所
計画運行回数の変更（特定非営利活動（NPO）法人ほっと吉和 吉和線）
- 変更理由
計画運行回数を上回る見込みであるため。（10%以内の軽微な変更）

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

変更後

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系 統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
廿日市市	佐伯交通(有)	(1) 所山線		所山方面		往 km 復 km	148日	1184回		区域運行	①	接続場所:津田 接続系統:広 島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
		(2) 玖島・友和線		玖島・友和方面 友田・河津原方 面		往 km 復 km	295日	1766回		区域運行	①	接続場所:津田・玖島分れ 接 続系統:広島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
		(3) 佐伯地域自主運行バス	玖島 花咲く館	玖島分れ	友和学 校ロー タリー	往 4.8km 復 4.8km	246日	246回	○	路線定期	①	接続場所:津田・玖島分れ 接 続系統:広島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	
		(4) 佐伯地域自主運行バス	玖島 花咲く館	友和学校・佐伯中 学校前・さいき文 化センター	津田	往 10.6km 復 10.6km	361日	1624.5回	○	路線定期	①	接続場所:津田・玖島分れ 接 続系統:広島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	
	(有)津田交通	(5) 浅原線		浅原方面		往 km 復 km	198日	1386回		区域運行	①	接続場所:津田 接続系統:広 島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
		(6) 飯山・中道線		飯山・中道方 面		往 km 復 km	97日	485回		区域運行	①	接続場所:津田 接続系統:広 島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
		(7) 津田～吉和間自主運行バス	吉和福祉 センター	吉和車庫・駄荷・ 飯山集会所・津田	さいき 文化セ ンター	往 32.7km 復 32.7km	365日	2007.0回	○	路線定期	①	接続場所:津田 接続系統:広 島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	
	特定非営利活動 (NPO)法人ほっと吉 和	(8) 吉和線		上吉和・下吉和 方面		往 km 復 km	295日	676回		区域運行	①・②(1)	①接続場所:吉和サービスエリ ア 接続系統:石見交通広益線 ②接続場所:頓原、福祉セン ター等 接続系統:津田～吉和 間自主運行バス 乗り継ぎに適したダイヤの設定	③

- (注)
- 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

変更前

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系 統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
廿日市市	佐伯交通(有)	(1) 所山線		所山方面		往 km 復 km	148日	1184回		区域運行	①	接続場所:津田 接続系統:広 島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
		(2) 玖島・友和線		玖島・友和方面 友田・河津原方 面		往 km 復 km	295日	1766回		区域運行	①	接続場所:津田・玖島分れ 接 続系統:広島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
		(3) 佐伯地域自主運行バス	玖島 花咲く館	玖島分れ	友和学 校ロー タリー	往 4.8km 復 4.8km	246日	246回	○	路線定期	①	接続場所:津田・玖島分れ 接 続系統:広島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	
		(4) 佐伯地域自主運行バス	玖島 花咲く館	友和学校・佐伯中 学校前・さいき文 化センター	津田	往 10.6km 復 10.6km	361日	1624.5回	○	路線定期	①	接続場所:津田・玖島分れ 接 続系統:広島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	
	(有)津田交通	(5) 浅原線		浅原方面		往 km 復 km	198日	1386回		区域運行	①	接続場所:津田 接続系統:広 島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
		(6) 飯山・中道線		飯山・中道方 面		往 km 復 km	97日	485回		区域運行	①	接続場所:津田 接続系統:広 島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
		(7) 津田～吉和間自主運行バス	吉和福祉 センター	吉和車庫・駄荷・ 飯山集会所・津田	さいき 文化セ ンター	往 32.7km 復 32.7km	365日	2007.0回	○	路線定期	①	接続場所:津田 接続系統:広 島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	
	特定非営利活動 (NPO)法人ほっと吉 和	(8) 吉和線		上吉和・下吉和 方面		往 km 復 km	295日	623回		区域運行	①・②(1)	①接続場所:吉和サービスエリ ア 接続系統:石見交通広益線 ②接続場所:頓原、福祉セン ター等 接続系統:津田～吉和 間自主運行バス 乗り継ぎに適したダイヤの設定	③

- (注)
- 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。